

IR 用地の当初予算案の修正

2月26日にレポートしたように、締め切り当日の24日、IR土地課題「788億円債務負担行為」見直しを求める陳情書を提出しようとしたが、議会事務局から待ったがかかった。今回の陳情は予算関連の陳情だけを受け付けるので、タイトルと陳情項目を修正しないと受理できないと、3人の担当者から言われた。時間がなく、仕方なく「IRを含む夢洲地区の土地造成・基盤整備事業」の見直しを求める陳情書などと修正して再提出した。この陳情書は建設港湾委員会に付託されたという。

大阪市は昨日28日、夢洲のIRカジノ用地の土地改良事業に係る債務負担行為の追加(R5当初予算案の修正)を発表した。修正理由として、次の3点を挙げている。

- ・事業者と締結予定の「事業用定期借地権設定契約」で、市の費用負担(将来の予算を拘束する義務負担)を定める必要

- ・R4当初予算で債務負担行為を設定していたが、国の区域認定が当初想定より遅く、区域認定後に実施協定の認可を得て、当該債務負担行為が有効な令和4年度内に契約締結できるか確定的に見通せない状況

- ・引き続き令和4年度内の契約締結を最大限めざすが、仮に厳しい状況になった場合でも、IR早期開業に向け事業スケジュールへの影響を最小限とし、出来るだけ速やかに契約締結できるよう、令和5年度当初予算において改めて債務負担行為を設定

そして、令和5年度当初予算の修正議案(債務負担行為の追加)を令和5年2月・3月市会に上程するとしている。債務負担行為の内容は、写真のように期間が令和6年度から15年度に変更されている。

この修正議案は重大な問題を投げかけるものだ。一つは、国の区域認定の大幅な遅れを大阪市として正式に認めたことだ。当初、大阪府と大阪市は昨年秋頃には国が認可するとしていた。その後も年明けには認可が下りるなどと言われてきたが、夢洲の土壌問題などにより、まだ国の審査が続いているようだ。

これは大阪の住民運動、住民投票を

求める署名活動や国への再三にわたる働きかけ、住民訴訟や住民監査請求の「成果」だ。

もう一つは、開催中の市会で788億円債務負担行為が再び審議されることだ。ここで

重要なのが、昨年の債務負担行為が可決されたあと、大阪府・大阪市とIR株式会社との間で、定期借地権設定契約などの「基本合意」が締結されたことである。「基本合意」の開示を求めてきたが、本体の別紙1~5はすべて非開示となっている。市会にも開示されていない。今回の予算審議では一刻も早く別紙を開示させ、どのような契約、土地課題なのかを踏まえた慎重審議が求められる。

<債務負担行為の内容>

事項名称	大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業
限度額	788億円
期間	令和6年度～令和15年度
(備考)	土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去

(2023年3月2日)